

令和2年度版

労働災害の現況と死亡災害事例

「リスク“ゼロ”大阪推進運動」実施中

スローガン

「リスク無くして、ゼロ災害」



目次

令和元年における労働災害の発生状況	1
1 業種別死亡災害の推移	2
2 業種別死傷災害の推移	3
3 災害事例	4
4 死亡災害一覧（平成 31 年～令和元年）	20

令和元年における労働災害の発生状況

1 概 況

令和元年（平成 31 年 1 月～令和元年 12 月）の大阪府内の労働災害による死亡者数は 53 人で、前年に比べて 19 人 26.4 %の減少である。

2 死亡災害

（1）業種別発生状況

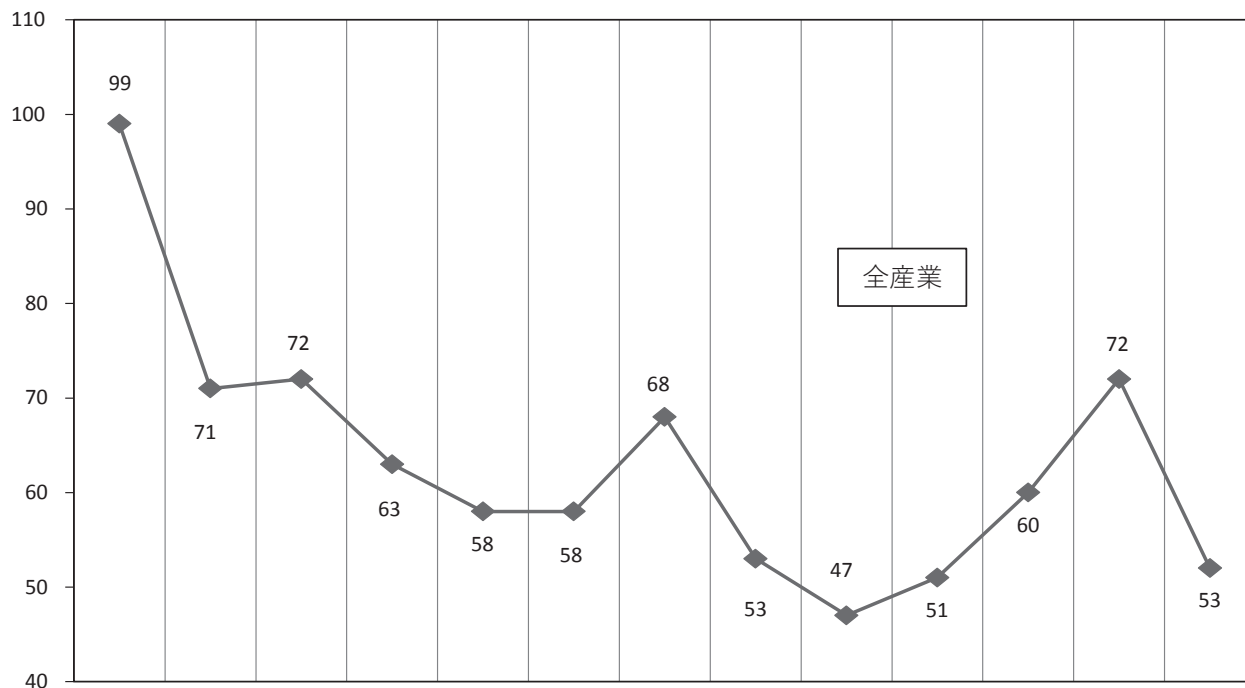
- ① 製造業では、死亡者数は 6 人であり、前年より 4 人減少した。そのうち「はさまれ・巻き込まれ」および「飛来・落下」によるものがそれぞれ 2 人の 33.3 %を占めている。
- ② 建設業では、死亡者数は 20 人であり、前年に比べて 5 人 20.0 %減少した。
「墜落・転落」によるものが 13 人で 65.0 %を占めている。
- ③ 運輸業（交通運輸業:4 号と貨物取扱業:5 号の和）では、死亡者数は 12 人であり、前年より 2 人増加した。そのうち「交通事故」によるものが 4 人で 33.3 %を占めている。
- ④ 第三次産業（製造業、鉱業、建設業、運輸業、農業、林業、水産業を除く非工業的業種）では、死亡者数は、14 人であり、前年に比べて 13 人減少したものの、「交通事故」が 6 人と 42.9 %を占めている。
- ⑤ その他の事業として 3 年ぶりに畜産・水産業で 1 件発生した。

（2）事故の型別発生状況

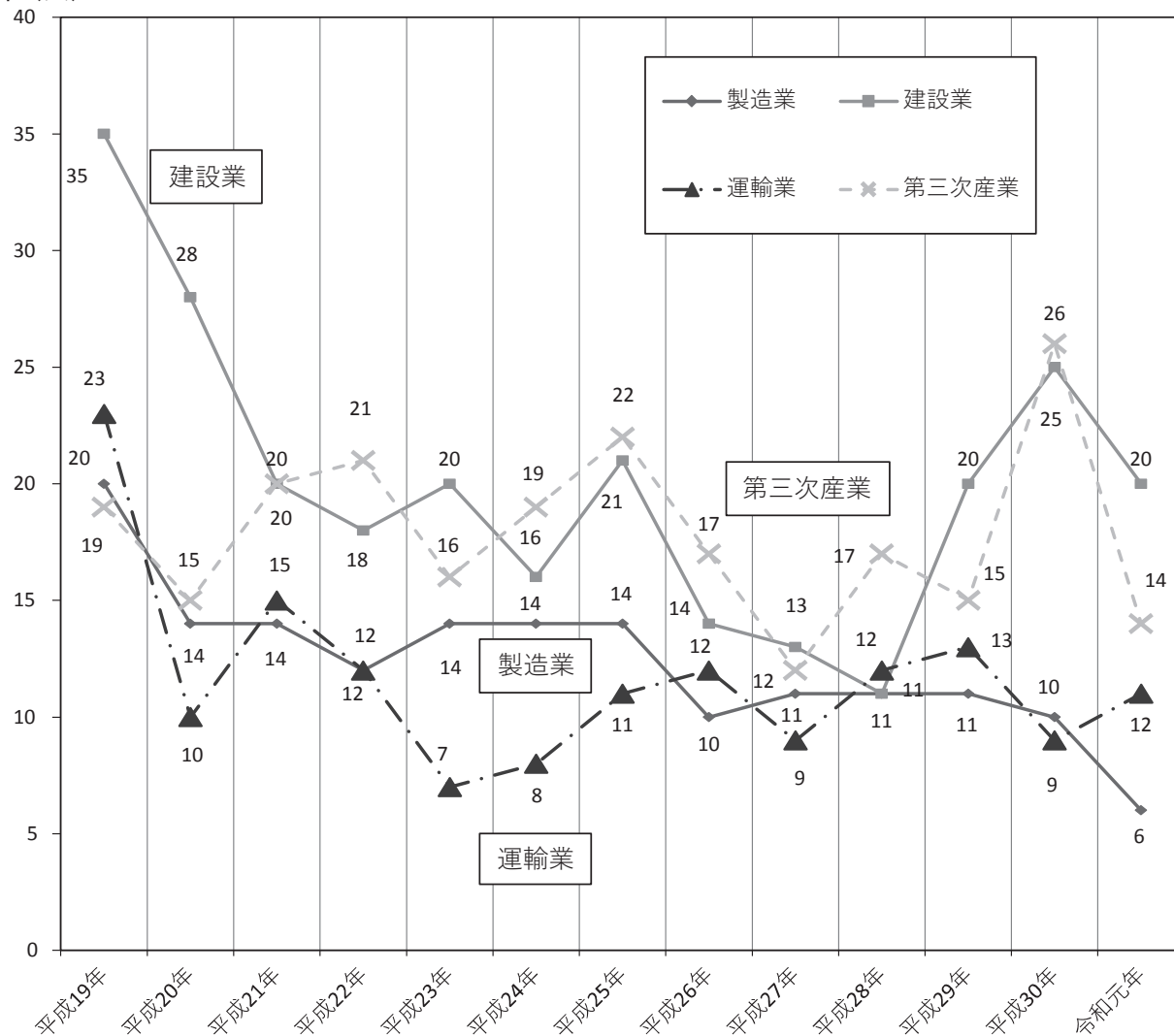
- ① 全産業で死亡者数が最も多いのは「墜落・転落」の 18 人であり、続いて「交通事故（道路）」 11 人、「はさまれ・巻き込まれ」 7 人となっている。
- ② 「墜落・転落」による災害が最も多い業種は、「建設業」の 13 人であり、同災害の 72.2 %を占めている。
- ③ 「交通事故」による災害が最も多い業種は、「その他の事業」の 4 人であり、同災害の 36.4 %を占めている。
- ④ 「高温・低温の物との接触」による災害の 2 人すべてが「熱中症」によるものとなっている。

1 業種別死亡災害の推移

単位(人)



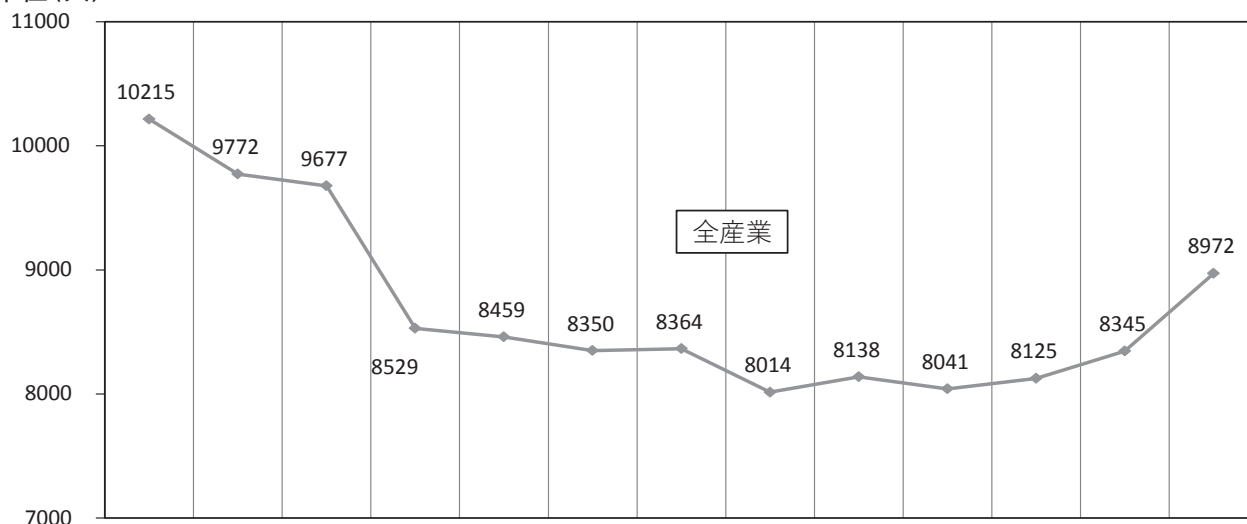
単位(人)



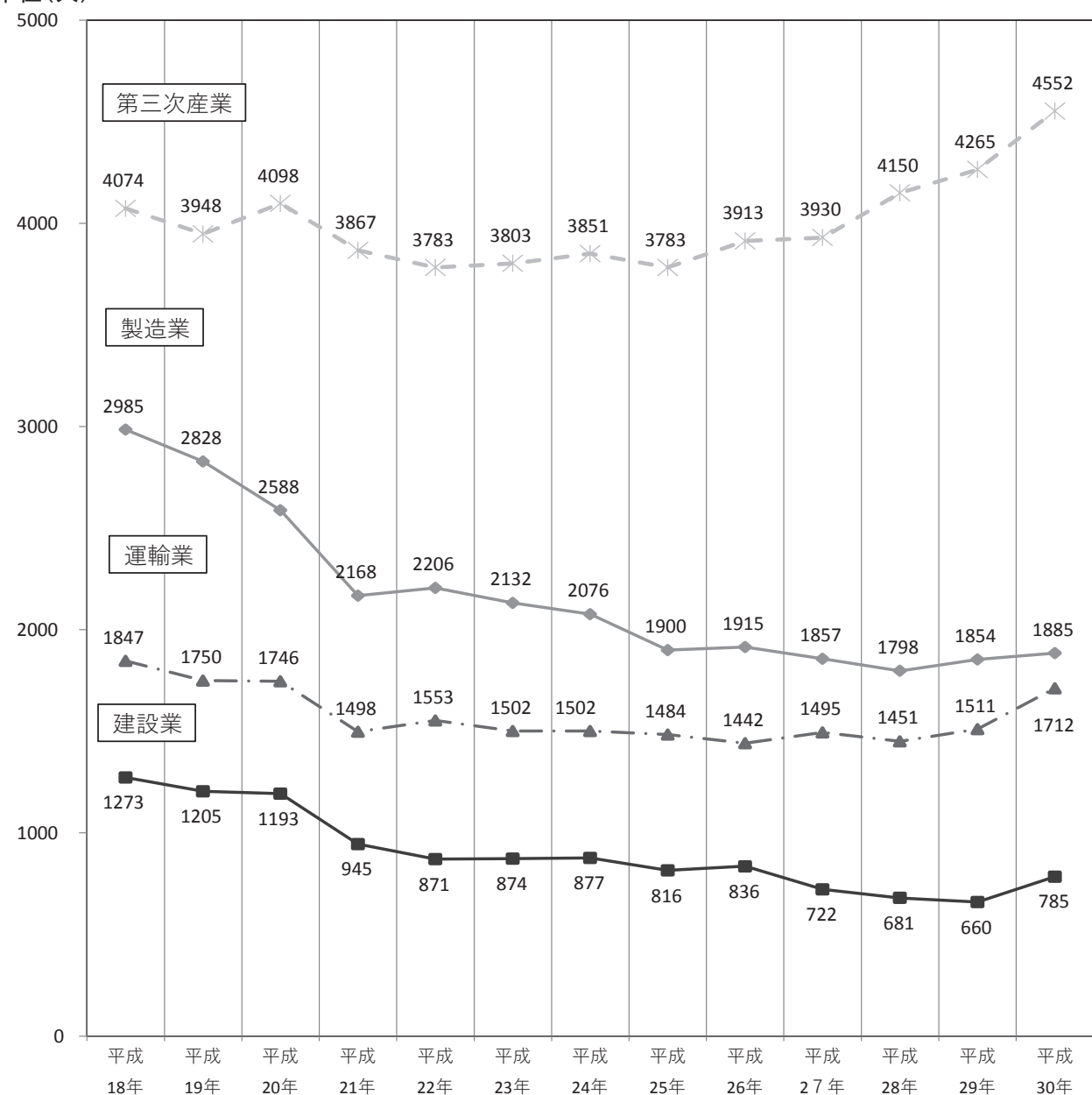
注：運輸業とは、運輸交通業と貨物取扱業の和。第三次産業とは、製造業、鉱業、建設業、運輸業、農業、林業、水産業を除く非工業的業種。

2 業種別死傷災害の推移

単位(人)



単位(人)



注：運輸業とは、運輸交通業と貨物取扱業の和。第三次産業とは、製造業、鉱業、建設業、運輸業、農業、林業、水産業を除く非工業的業種。

3 災害事例

災害事例 1 搬送ラインのコンベヤーのチェーンを調整する歯車に作業服が巻き込まれた

業種	土石製品 製造業	事業所 規 模	10人 ～ 19人	発生年月	平成31年 3月	職種	検品担当
年齢	50代	経験年数	1年	起因物	動力伝導 機構	事故の型	はさまれ 巻き込まれ

〈災害発生状況〉

工場内において、製造工程で出る原料（砂、セメント等）の粉じんが床に堆積するため、被災者が搬送ラインの下で床面を箒で掃いていたところ、搬送ラインのコンベヤーのチェーンを調整する歯車に作業着が巻き込まれ、頸部が圧迫されたもの。

（災害発生時の作業についてのリスクアセスメントの実施の有無 有・☒無）

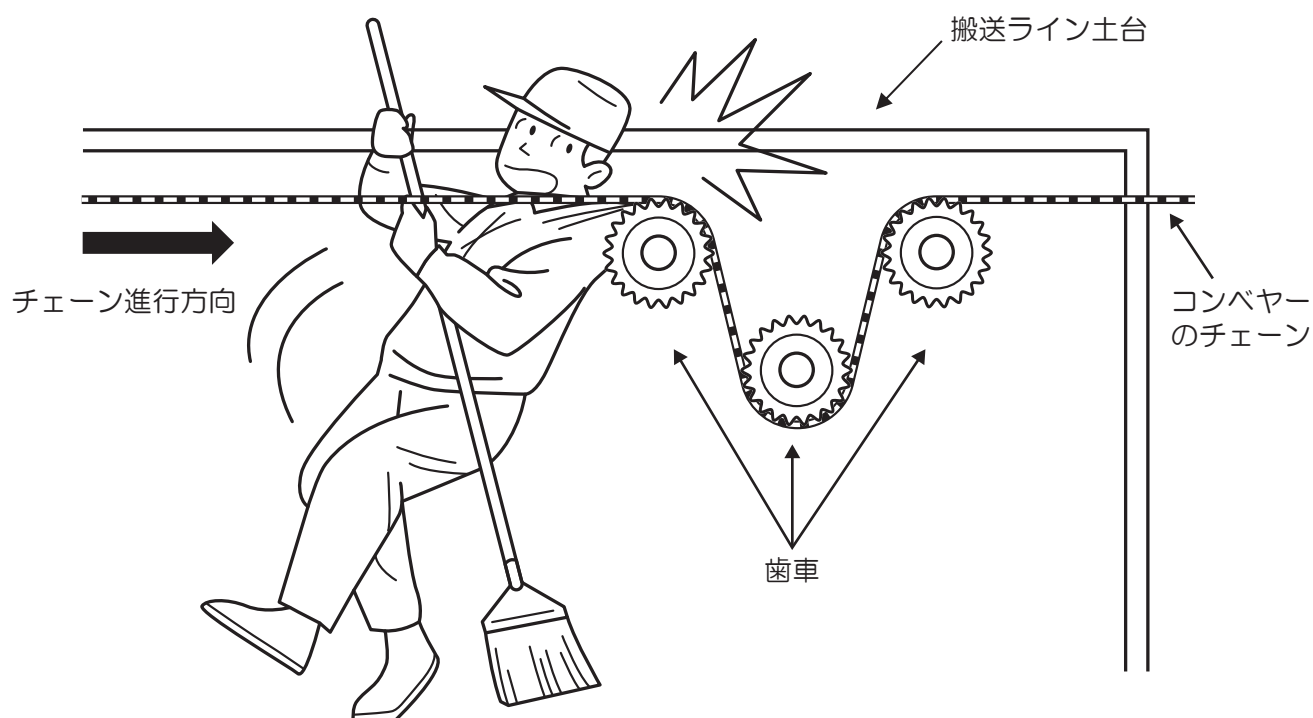
〈災害発生原因〉

- ① 搬送ラインに設置された歯車に覆い、囲い等を設けていなかったこと。
- ② 搬送ラインの下で床面を掃除する際に搬送ラインを停止していなかったこと。

〈災害防止対策〉

- ① 搬送ラインに設置された歯車に覆い、囲い等を設けること。
- ② 搬送ラインの下で床面を掃除する際には、搬送ラインを停止すること。
- ③ 搬送ラインの下で床面を掃除する際には、搬送ラインの停止を徹底するよう、その旨を表示及び関係労働者への教育を徹底すること。

〈災害発生状況図〉



〈リスクアセスメント事例〉

No.	特定したリスク					リスクの見積・評価			
	作業	危険要因	災害に至るプロセス			災害の重篤度	災害発生の可能性	リスクの大きさ	リスクレベル
1	工場内の清掃作業	搬送ライン下の清掃作業	搬送ライン下の床面の粉じんを除去するとき	搬送ラインに設置された歯車に覆いなかったので	挟まれる				
2	同上	同上	同上	搬送ラインを停止せず作業したので	同上				
3	...	...	...	...	...				
4	...	...	...	...	...				

みんなで検討して
決めましょう！

No.	優先順位	リスク低減措置	対策後のリスクの見積・評価（予測）				残留リスク
			災害の重篤度	災害発生の可能性	リスクの大きさ	リスクレベル	
1		搬送ラインに設置された歯車に覆い、囲い等を設ける					
2		搬送ライン下の床面を清掃するときには搬送ラインを停止する					
3		...					
4		...					

みんなで検討して
決めましょう！

災害事例 2 足場組立て中に墜落

業種	その他の 建築工事業	事業所 規 模	1 人 ～ 9 人	発生年月	令和元年 8 月	職種	鳶工
年齢	50 代	経験年数	31 年	起因物	足場	事故の型	墜落・転落

<災害発生状況>

ホールの吊天井耐震化工事において、ホール内に棚足場を設置する作業を行っていた。

最上層の作業床として木製足場板を敷き詰めるため、下方から足場板を手渡ししていたところ、最上層で足場板を受け取る作業を行っていた作業者がバランスを崩して開口部からホール床面に墜落した。

（ 災害発生時の作業についてのリスクアセスメントの実施の有無 有・☒無 ）

<災害発生原因>

- ① 足場最上部に手すり等の墜落防止措置を行っていなかったこと。
- ② 手すり等を設ける等、足場からの墜落を防止する措置について検討されていないこと。

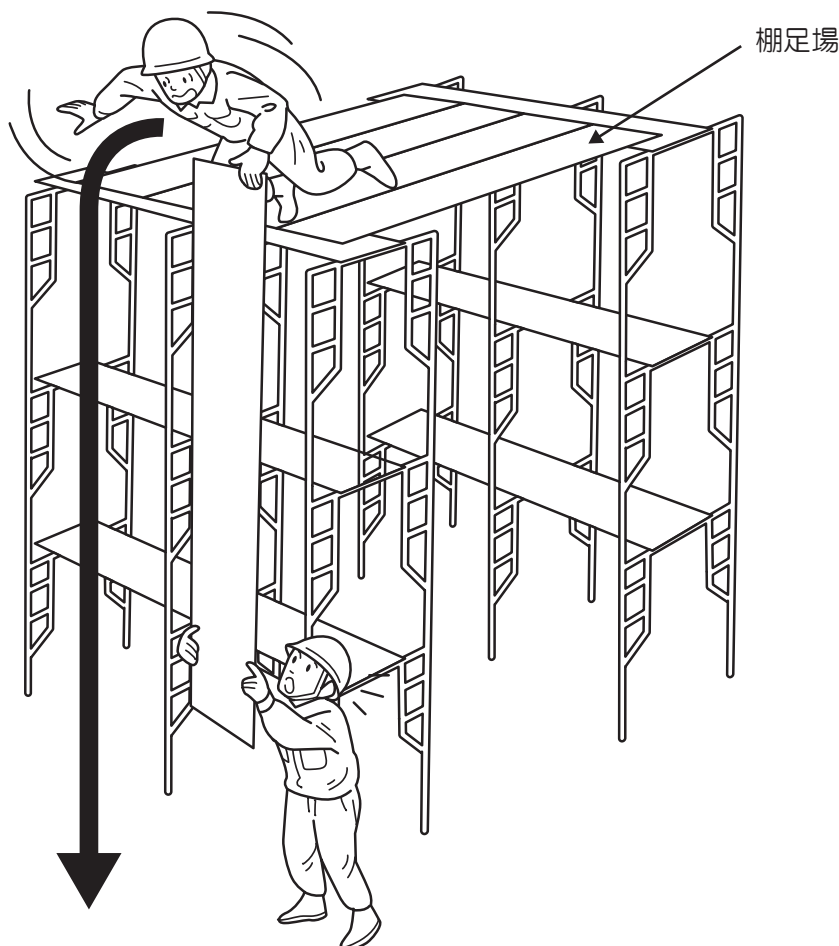
<災害防止対策>

- ① 足場上で作業床を敷き詰める工程において、最上層に手すりの設置や親綱を張る等の墜落防止措置を講じること。
- ② 足場の組立て作業における作業手順書を作成し、その内容を教育すること。また、リスクアセスメントを実施してから作業を行うこと。

〈災害発生状況図〉

足場板（杉板）
20cm×4m×2.5cm
10kg

高さ9.96m



〈リスクアセスメント事例〉

No.	作業	危険要因	特定したリスク 災害に至るプロセス			リスクの見積・評価			
			～するとき	～したので	～になる	災害の 重篤度	災害発生 の可能性	リスクの 大きさ	リスク レベル
1	足場組立作業	材料運搬 作業	運搬する とき	手が滑り	荷を落と す。				
2	同上	同上	運搬する とき	手すりか ない	墜落す る。				
3	同上	組立作業	作業床を 設置する とき	荷が重く	荷が落下 する。				
4	...	...	...	...	...				

みんなで検討して
決めましょう！

No.	優先 順位	リスク低減措置	対策後のリスクの見積・評価（予測）				残留リスク
			災害の 重篤度	災害発生 の可能性	リスクの 大きさ	リスク レベル	
1		立入区域を設定する。					
2		作業床の端部に手すりを設ける					
3		足場板を受け取る作業を複数で行う場 合は、立入区域を設定する。					
4		...					

みんなで検討して
決めましょう！

災害事例 3 屋根等改修工事において、屋根から墜落

業種	木造家屋 建築工事業	事業所 規 模	1人 ～ 9人	発生年月	令和元年 6月	職種	大工
年齢	70代	経験年数	10年	起因物	屋根	事故の型	墜落・転落

<災害発生状況>

木造2階建ての屋根等改修工事現場において、瓦揚げ機を用いて屋根上に屋根瓦を運搬していたところ、屋根端部(高さ7.33m)から地上に墜落した。

(災害発生時の作業についてのリスクアセスメントの実施の有無 有・☒無)

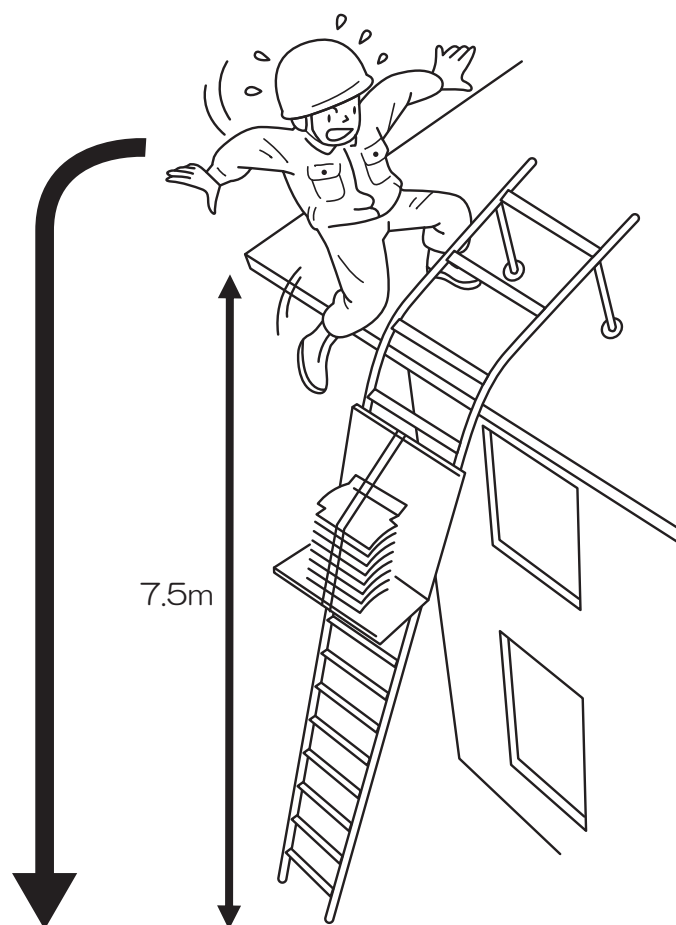
<災害発生原因>

- ① 屋根上に、親綱を張る等の墜落防止措置を行っていなかったこと。
- ② 墜落制止用器具及び保護帽を着用していなかったこと。また、着用するよう指示していないこと。
- ③ 墜落防止対策を検討していなかったこと。

<災害防止対策>

- ① 傾斜がある屋根上で作業するときは、作業や移動時に墜落制止用器具のフックを取り付けることができる親綱を張ること。
- ② 屋根上で作業または移動するときは、保護帽を着用し、二丁掛けフルハーネス型墜落制止用器具のフックを親綱にかけて同器具を使用すること。また、同器具を使用しているか確認すること。
- ③ 屋根上で作業するときは、墜落防止措置を含めて作業手順を定め、また、リスクアセスメントを実施したのち作業を行うこと。

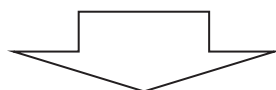
〈災害発生状況図〉



〈リスクアセスメント事例〉

No.	特定したリスク					リスクの見積・評価			
	作業	危険要因	災害に至るプロセス			災害の重篤度	災害発生の可能性	リスクの大きさ	リスクレベル
1	屋根上の作業	瓦運搬作業	運搬するとき	屋根が傾斜している	転倒する。				
2	同上	同上	端部で移動するとき	手すりがない	墜落する。				
3	同上	同上	荷を下ろすとき	荷の固定がほどけ	荷が落下する。				
4	...	...	...	...	...				

みんなで検討して
決めましょう！



No.	優先順位	リスク低減措置	対策後のリスクの見積・評価（予測）				残留リスク
			災害の重篤度	災害発生の可能性	リスクの大きさ	リスクレベル	
1		屋根に親綱を設置し、墜落制止用器具を使用する。					
2		屋根に親綱を設置し、墜落制止用器具を使用する。					
3		荷を確実に固定し、立入区域を設ける					
4		...					

みんなで検討して
決めましょう！

災害事例 4 鉄骨建方作業において鉄骨が倒壊し、組立て作業を行っていた作業者が墜落
後下敷きに

業種	鉄骨・鉄筋 コンクリート造家屋建 築工事業	事業所 規 模	1 人 ～ 9 人	発生年月	令和元年 6 月	職種	鳶工
年齢	70 代	経験年数	52 年	起因物	その他の建 設機械等	事故の型	激突され

＜災害発生状況＞

鉄骨造建物新築工事の鉄骨建方作業において、鉄骨柱 4 本を立て、作業員 3 人で梁を柱に取り付ける作業を梁の上に行っていたところ、鉄骨柱の脚部から折れ曲がり倒壊した際、3 人の作業員が梁から墜落した。その後、1 人の作業員が倒壊した鉄骨の下敷きとなった。

（ 災害発生時の作業についてのリスクアセスメントの実施の有無 有・☒無 ）

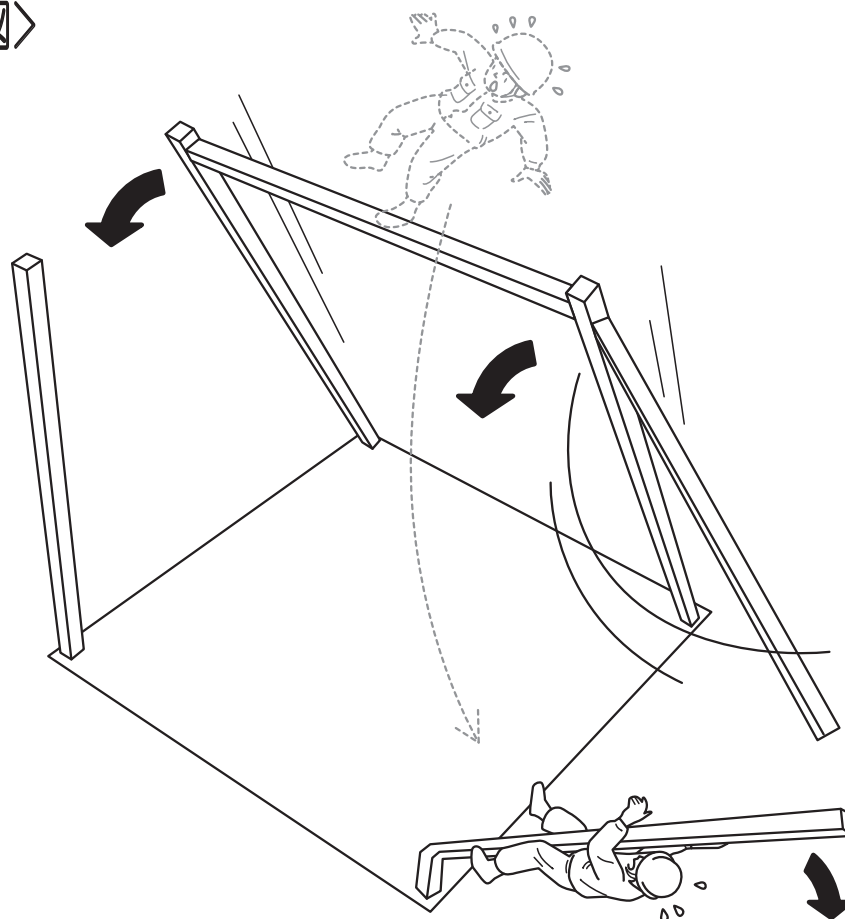
＜災害発生原因＞

- ① ぐらついて不安定な架構上で作業させたこと。
- ② 想定される作業荷重(水平荷重)に対して、柱基礎部の強度が著しく小さかったこと。
- ③ ぐらついて不安定な架構に対して、ワイヤロープを張る等の倒壊防止措置を講じていなかったこと。
- ④ 鉄骨建方作業について、作業計画が定められておらず、リスクアセスメントが実施されていなかったこと。

＜災害防止対策＞

- ① 不安定な架構には、作業員を乗せないこと。
- ② 想定される作業荷重(水平荷重)に対して、柱基礎部の強度、安定度を十分に確保すること。
- ③ 不安定な架構に対しては、ワイヤロープを張る等の倒壊防止措置を講じること。
- ④ 鉄骨建方作業については、作業計画を定め、リスクアセスメントを実施すること。

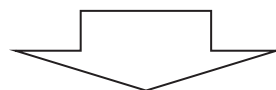
〈災害発生状況図〉



〈リスクアセスメント事例〉

No.	作業	危険要因	特定したリスク			リスクの見積・評価			
			災害に至るプロセス			災害の 重篤度	災害発生 の可能性	リスクの 大きさ	リスク レベル
1	鉄骨建方作業	建方作業	柱を立てるとき	基礎が弱く	倒壊する。				
2	同上	同上	梁を組み立てるとき	柱・梁が揺れて	柱と梁の間にはさまれる				
3	同上	同上	梁を組み立てるとき	踏み外し	墜落する。				
4	・・・	・・・	・・・	・・・	・・・				

みんなで検討して
決めましょう！



No.	優先 順位	リスク低減措置	対策後のリスクの見積・評価（予測）				残留リスク
			災害の 重篤度	災害発生 の可能性	リスクの 大きさ	リスク レベル	
1		基礎の強度を確認する。					
2		退避場所を確保する。					
3		親綱を張り、墜落制止器具を使用する。					
4		・・・					

みんなで検討して
決めましょう！

災害事例 5 削孔機が転倒し、被災者に激突

業種	その他の土木工事業	事業所規模	1人～9人	発生年月	平成31年3月	職種	ボーリングマシンオペレーター
年齢	70代	経験年数	52年	起因物	その他の建設機械等	事故の型	激突され

〈災害発生状況〉

法面にアンカーボルトを施工する工事において、下り傾斜の足場上で重心が高くなっていた削孔機を一人の作業者が押し、もう一人の作業者が引っ張って移動していたところ、削孔機がバランスを崩して転倒し、引っ張っていた作業者の胸部に激突した。

（災害発生時の作業についてのリスクアセスメントの実施の有無 有・☒無）

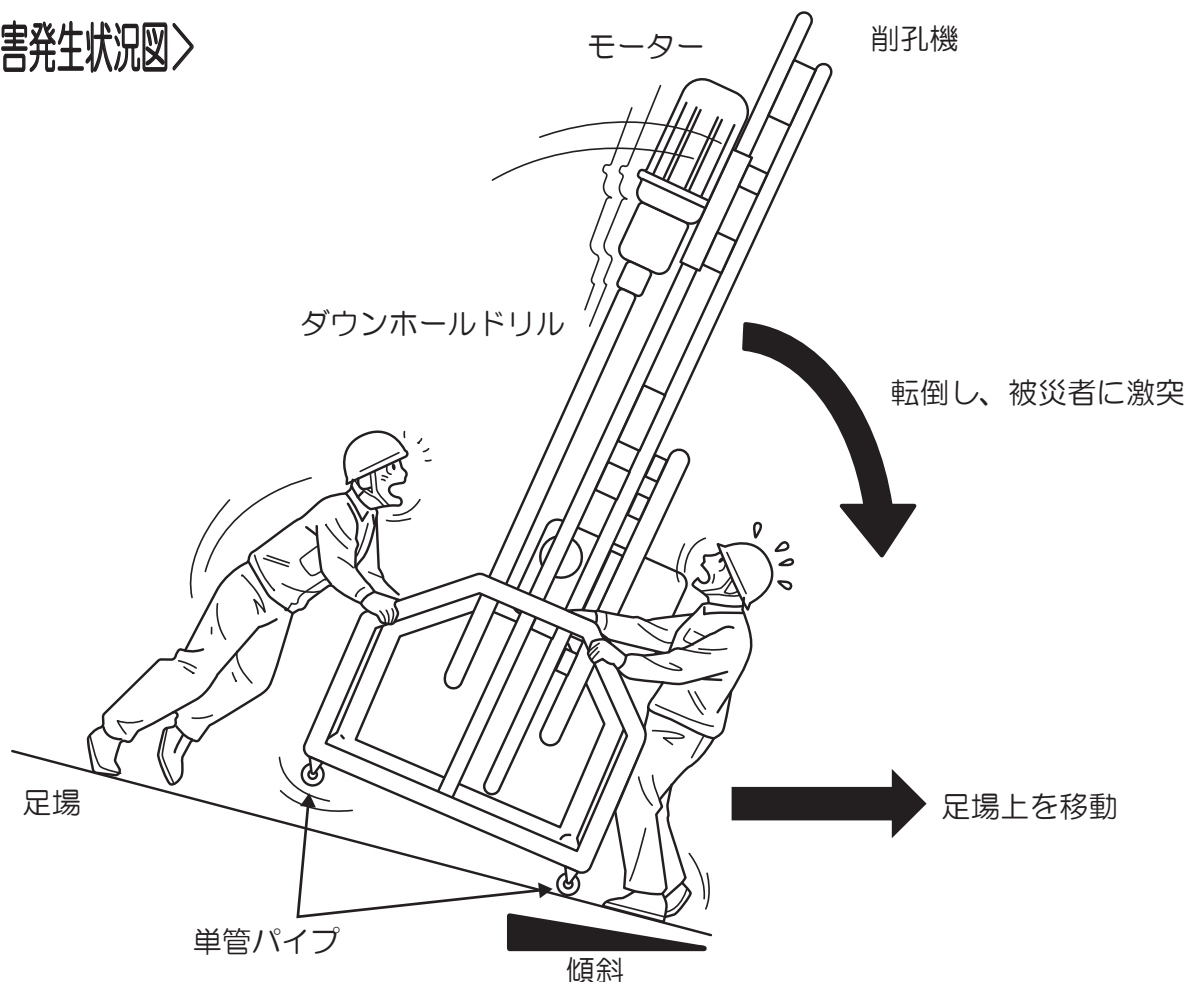
〈災害発生原因〉

- ① 削孔機を移動時に、モーターにダウンホールドリルが装着されたままであったため、モーターの位置が削孔機の上部にあり、重心が高くなっていたこと。
- ② 足場の作業床が約4度傾斜していた場所で作業者の一人が削孔機を引っ張ったこと。
- ③ 足場の作業床に削孔くずが残った状態で、削孔機を移動させたこと。

〈災害防止対策〉

- ① 削孔機を移動させる際は、モーターからダウンホールドリルを取り外し、モーターを削孔機の下部に設置すること。
- ② 移動方向が下り勾配である場合は、転倒防止用の控えロープを削孔機に取り付けること。
- ③ 足場の作業床に削孔くずがある場合は、清掃したのちに削孔機を移動させること。

〈災害発生状況図〉



〈リスクアセスメント事例〉

No.	特定したリスク					リスクの見積・評価			
	作業	危険要因	災害に至るプロセス			災害の重篤度	災害発生の可能性	リスクの大きさ	リスクレベル
1	削孔機の移動作業	移動作業	移動するとき	重心が高い	転倒する。				
2	同上	同上	移動するとき	荷が重く	腰痛等になる。				
3	同上	削孔機解体作業	解体するとき	荷が重く	荷を足元に落とす。				
4	...	...	...	...	...				

みんなで検討して
決めましょう！

No.	優先順位	リスク低減措置	対策後のリスクの見積・評価（予測）				残留リスク
			災害の重篤度	災害発生の可能性	リスクの大きさ	リスクレベル	
1		モーター等を削孔機下部に設置する。					
2		ウインチ等で引っ張って移動する。					
3		落下防止ロープを使用する。					
4		...					

みんなで検討して
決めましょう！

災害事例 6 コンテナ式トラックの荷台から降車する際に体勢を崩して転落

業種	道路貨物 運送業	事業所 規 模	1人 ～ 9人	発生年月	令和元年 11月	職種	運転手
年齢	50代	経験年数	17年	起因物	トラック	事故の型	墜落、転落

〈災害発生状況〉

被災者は、配送先である小売店の駐車場にコンテナ式トラックを停車させ、店舗倉庫へ荷物(商品)を搬入するためトラックの荷台から降りようとして、右手で荷台ドア、左手でコンテナ脇を掴み、左足をリアステップに降ろそうとしたところ、ステップを踏み外し、体勢を崩して転落したもの。なお、保護帽は着用していなかった。

(災害発生時の作業についてのリスクアセスメントの実施の有無 有・**無**)

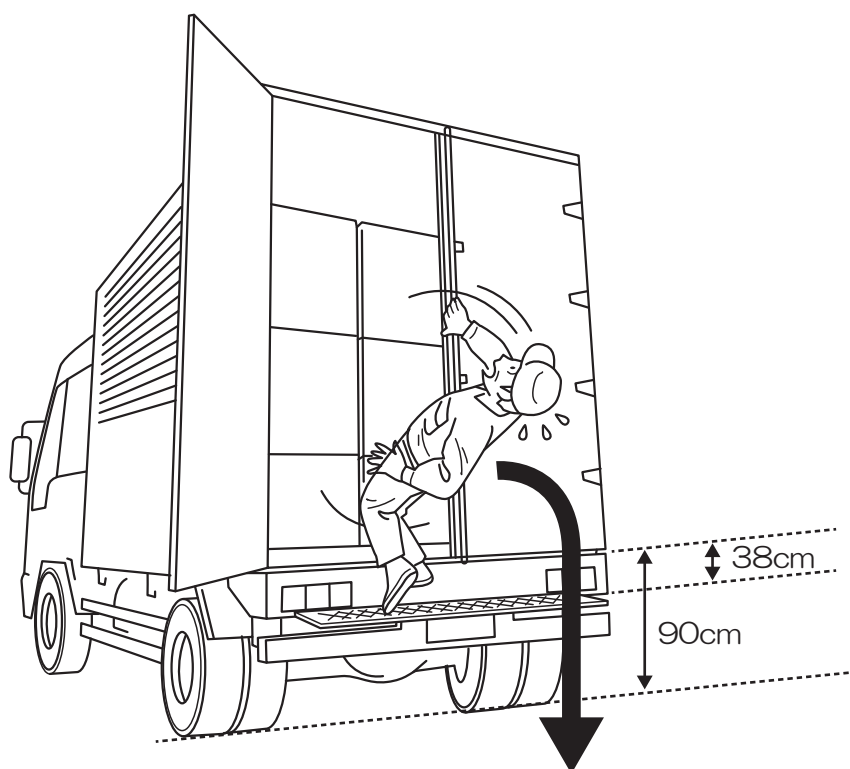
〈災害発生原因〉

- ① 乗降方法等が作業手順書によって定められているにもかかわらず、長年の経験から手順が守られておらず、荷台から地面に降りようとしてリアステップに左足を降ろす際、足元の確認が不十分であったこと。
- ② 被災者が担当していた配送コースに要する設定時間は、見直しがされておらず、余裕を持った設定になっていなかったこと。
- ③ 保護帽を着用していなかったこと。

〈災害防止対策〉

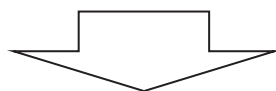
- ① 経験年数にかかわらず、作業手順書により定められた安全な乗降方法を確実に行わせるよう、社内教育を徹底すること。
- ② 「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に定められた以下の災害防止対策を徹底すること。
 - ア 墜落時保護用の保護帽を着用すること。
 - イ 荷台への昇降を容易にするため、プラットフォームを設置する等、安全に昇降できる設備を設けること。
 - ウ 余裕を持った着時刻の設定等、配送コースの見直しを行うこと。
 - エ 上記イ、ウの対応を行うにあたっては、荷主(配送先)等と事前に協議を行い、余裕を持った着時刻の設定、荷役作業を安全に作業が行えるようにするための設備改善等、「荷主等が実施すべき労働災害防止のポイント」に基づいた対応を、荷主等に求めること。

〈災害発生状況図〉



〈リスクアセスメント事例〉

No.	作業	危険要因	特定したリスク			リスクの見積・評価			
			災害に至るプロセス			災害の重篤度	災害発生の可能性	リスクの大きさ	リスクレベル
			～するとき	～したので	～になる				
1	荷台から降りる作業	右側ドア	右側ドアを右手で掴んだ時	右側ドアが急に開いて	荷台の端部から転落する		みんなで検討して 決めましょう！		
2	同上	左側ドア	コンテナ脇を左手で掴んだ時	左側ドアが急に閉って	左手を挟まれさらに荷台の端部から墜落する				
3	同上	荷台の床面	荷台上を移動している時	床面で足を滑らせて（躓いて）	転倒し、さらに荷台の端部から墜落する				
4	同上	荷台上にある荷物	同 上	荷に接触して	荷が崩れ、崩れた荷を避けようとして墜落する				
5	...	...	...	...					



No.	優先順位	リスク低減措置	対策後のリスクの見積・評価（予測）				残留リスク
			災害の重篤度	災害発生の可能性	リスクの大きさ	リスクレベル	
1		右側ドアが閉じた状態で確実にロックされていることを確かめる			みんなで検討して 決めましょう！		
2		左側ドアが開いた状態で確実にロックされていることを確かめる					
3		荷台上の床面の凸凹や傾斜をなくす 荷台上が濡れていないか、躓くようなもの等がないかを確認する					
4		荷台上にある荷を固縛しているか確認する					
5		...					

災害事例 7 原動機付自転車で走行中、後方を走行するダンプトラックの後輪に接触したもの

業種	社会福祉施設	事業所規模	1人～9人	発生日月	令和元年11月	職種	訪問介護職員
年齢	50代	経験年数	4か月	起因物	バイク	事故の型	交通事故

〈災害発生状況〉

被災者は、利用者宅へ原付バイクで赴き、介護を行った後事務所へ戻る途中、片側1車線の国道を走行中、道路上に駐車していた4トントラックを避けようと中央線側に寄ったところ、同様に当該駐車車両を避けようとした、後方を走行中のダンプトラックの左後輪と接触したもの。

（災害発生時の作業についてのリスクアセスメントの実施の有無 有・**無**）

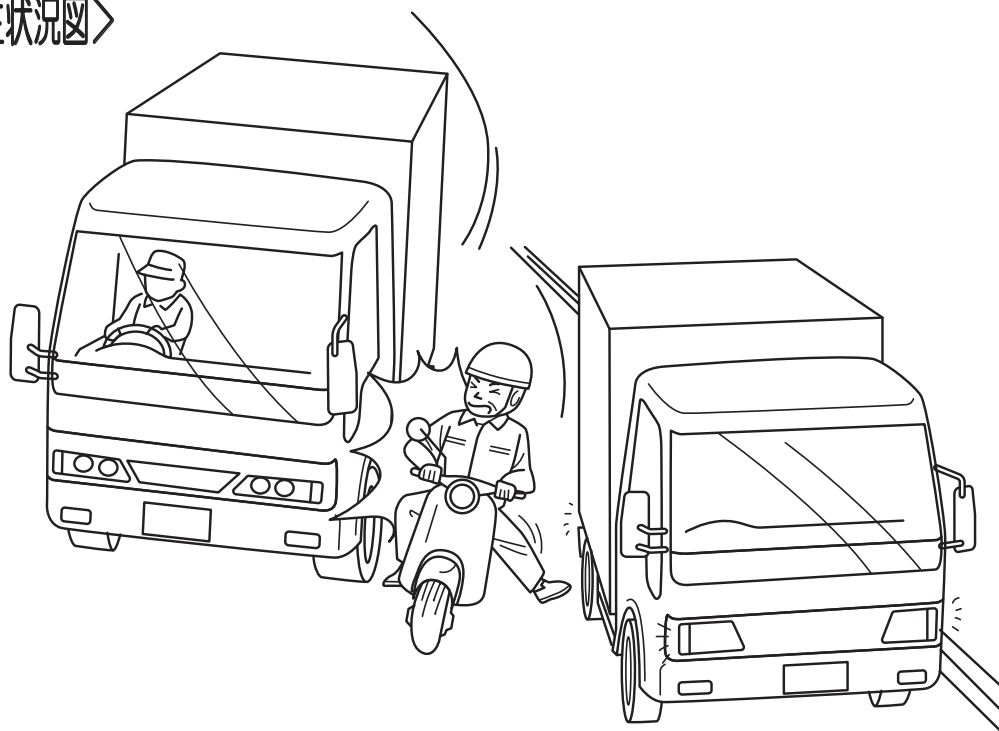
〈災害発生原因〉

- ① 基本的に加害者側の前方不注意によるもらい事故であり、加害者側の道路交通法違反が原因であると考えられること。
- ② 被災者については、原付バイク等は大型車両の死角に入りやすいという意識がなく、後方を走行しているトラックをバックミラー等で十分に確認しながら運転していなかった可能性が考えられること。
- ③ 被災者所属事業場については、交通労働災害防止のための管理体制を確立していなかったことを含め、交通労働災害防止のためのガイドラインに規定された各種対策を講じていなかったこと。

〈災害防止対策〉（被災者所属事業場に対する対策）

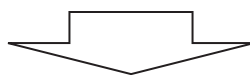
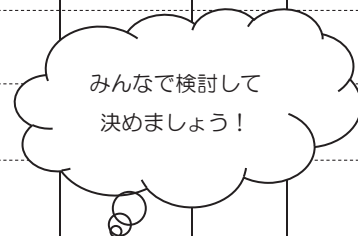
- ① 安全管理者、運行管理者、安全運転管理者などの交通労働災害防止に関係する管理者を選任し、役割、責任、権限を定め、交通労働災害防止に係る方針を表明し、交通安全教育を含む安全衛生計画を作成し、計画を実施し、評価、改善を行い、併せて安全委員会などで交通労働災害の防止について調査・審議を行うこと。
- ② 交通法規、睡眠・飲酒等の運転への影響、交通事故発生事例などについての教育を行い、交通安全情報マップの作成、イラストシート等を用いた交通危険予知訓練を行い、特に原付自転車等は大型車両の死角に入りやすいことなど、危険性を予知し、事故防止の対策を立てることによって、交通安全を確保する能力を身につけるよう、教育を十分に行うこと。
- ③ 上記①、②を含め、交通労働災害防止のためのガイドラインに規定された各種対策を講じること。

〈災害発生状況図〉

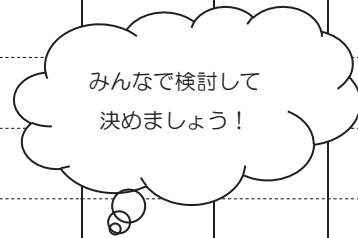


〈リスクアセスメント事例〉

No.	作業	危険要因	特定したリスク			リスクの見積・評価			
			災害に至るプロセス			災害の重篤度	災害発生の可能性	リスクの大きさ	リスクレベル
			～するとき	～したので	～になる				
1	原付バイクによる移動業務	速度超過	駐車車両を避けるため加速した時	速度を出し過ぎて	センターラインを越え対向車と衝突する				
2	同上	路面が濡れている	濡れた路面を走行中	白線の塗装部分を走行して	滑って転倒した				
3	同上	急ブレーキをかける	駐車車両に気づき減速した時	ブレーキ操作が遅れて	急ブレーキとなり転倒する				
4	同上	進路変更	駐車車両を避けるためセンターライン側に寄った時	方向指示器を点滅させずに	後方から来た車両に接触される				
5	...	...	...	...	...				



No.	優先順位	リスク低減措置	対策後のリスクの見積・評価（予測）				残留リスク
			災害の重篤度	災害発生の可能性	リスクの大きさ	リスクレベル	
1		法定速度の順守					
2		雨天・路面湿潤時の移動方法を乗用車にする					
3		安全運転にかかる教育の徹底 安全な追越運転の練習を行う					
4		同上					
5		...					



災害事例 8 マンション2階エントランスホールの屋根部より墜落

業種	ビルメン テナンス業	事業所 規 模	299人 ～ 499人	発生年月	令和元年 6月	職種	清掃員
年齢	30代	経験年数	3年	起因物	屋根、梁等	事故の型	墜落・転落

〈災害発生状況〉

15階建てマンションの共用部分の清掃を数名の清掃員で行っていたところ、2階共用廊下で清掃作業を一人で行っていた被災者が、同廊下外側の手すり壁を乗り越え、清掃作業箇所でないエントランスホールの屋根部に乗り移った後、高さ3.7メートルの屋根部より墜落したものの。

災害発生時の被災者の服装は会社支給の作業服上下、スニーカーを履き、保護帽を着用していたが、墜落制止用器具の使用はなし。

（災害発生時の作業についてのリスクアセスメントの実施の有無 有・☒無）

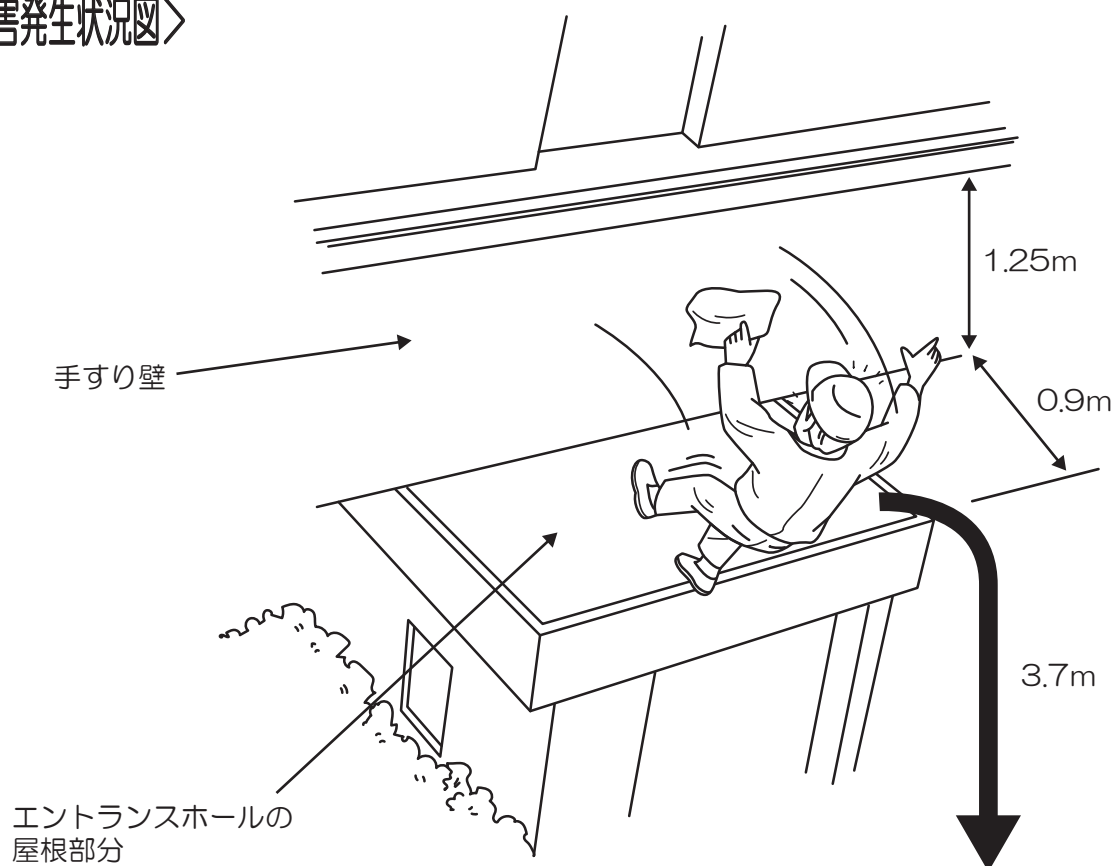
〈災害発生原因〉

- ① 墜落による危険を防止するための措置を講じずに、2階の共用廊下外側の手すり壁を乗り越えたこと。

〈災害防止対策〉

- ① 清掃業務を行うにあたり、契約外の作業箇所への立入りや住民等の要望等による作業範囲以外の場所への立入りを禁止し、労働者に対してこれを徹底させること。
- ② 墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所では、墜落防止措置として、墜落制止用器具（安全帯）を使用させること。
- ③ リスクアセスメントを実施し、具体的なリスク低減措置を定め、対策を講じること。

〈災害発生状況図〉



〈リスクアセスメント事例〉

No.	作業	危険要因	特定したリスク 災害に至るプロセス			リスクの見積・評価			
			～するとき	～したので	～になる	災害の 重篤度	災害発生 の可能性	リスクの 大きさ	リスク レベル
1	共用廊下の 清掃作業	高所作業	エントラ ンスホール の屋根部の清 掃をする	墜落防止設 備がない	墜落する				
2	...	...	...	...	...				
3	...	...	...	...	...				
4	...	...	...	...	...				

みんなで検討して
決めましょう！

No.	優先 順位	リスク低減措置	対策後のリスクの見積・評価（予測）				残留リスク
			災害の 重篤度	災害発生 の可能性	リスクの 大きさ	リスク レベル	
1		清掃業務を行うにあたり、契約外の作 業箇所への立入りや住民等の要望等 による作業範囲以外の場所への立入りを 禁止する					
2		墜落による危険のおそれのある箇所 では墜落制止用器具を使用する					
3		...					
4		...					

みんなで検討して
決めましょう！

4 死亡災害一覧（平成31年～令和元年）

製 造 業

番号	発生月	業 種	性別	年齢	職 種	経験	事故の型	起因物	発 生 状 況
1	3月	その他の 土石製品製造業	男	50代	作業者	2ヶ月	はさまれ、 巻き込まれ	コンベア	工場内に設置されている搬送ラインのコンベア下部に落ちている砂等を掃除していたところ、コンベアの歯車に衣服が巻き込まれ、首が圧迫され窒息した。
2	5月	その他の化学工業	男	60代	作業者	4年	爆発	その他の危険物、 有害物等	事業場に設置の焼却炉付近で爆発音がしたため、従業員らが駆け付けたところ、被災者が火だるまになっており、救急搬送され治療していたがその後死亡した。
3	7月	プラスチック製品製造業	男	60代	プラスチック製品 製造工	31年	飛来、落下	荷姿の物	つり上げ荷重1.0015tの床上操作式天井クレーンにて、フレコンバッグに入ったPET原料（約800kg）をホッパーへ投入しようとしたところ、フレコンバッグのつり紐部分4本のうち2本が突然切れたため、落下した荷とホッパーの間に頸部を挟まれた。
4	9月	製鉄・製鋼・圧延業	男	40代	伸線工	3年	飛来、落下	玉掛用具	C型フックを取り付けた定格荷重2.8tのホイスト式天井クレーンを操作して、鋼線材コイル3束を吊り上げ移動していたが、吊り荷を停止し90度回転させる位置で、コイル1束（重量約500kg）が被災者の上に落下した。
5	9月	プラスチック製品製造業	男	50代	運転者	3年	墜落、転落	分類不能	倉庫内において一人で荷の片づけ作業を行っていたが終業時間になっても帰社しなかったため、他の者が倉庫に確認に行ったところ、頭から血を流した被災者を発見し、その後救急搬送したが死亡した。
6	12月	セメント・同製品製造業	男	50代	運転者	21年	はさまれ、 巻き込まれ	トラック	木造家屋建設工事現場において、基礎コンクリートの打設作業終了後、ミキサー車を停車位置から4mほど前進させた後、エンジンを停止せず、サイドブレーキも使用しない状態で運転席を離脱したところ、後方にミキサー車が逸走し、後方から人力で押し返そうとしたが、ミキサー車とポンプ車にはさまれた。

建設業

番号	発生日	業 種	性別	年齢	職 種	経験	事故の型	起因物	発 生 状 況
1	1月	その他の建設業	男	40代	解体工	5年	激突され	解体用機械	民家解体工事において、解体用つかみ機にて解体作業を行っていたところ、旋回範囲内で廃材の仕分作業等を行っていた被災者が解体用つかみ機の上部旋回体とブロック塀との間に挟まれた。
2	2月	その他の建設業	男	60代	大工	31年	崩壊、倒壊	金属材料	倉庫内において、アルミ建材（長さ4m、重さ5kg～7kg、50本～100本）を選定中、荷が崩れて下敷きとなった。
3	2月	その他の建築工事業	男	20代	塗装工	3年	墜落、転落	足場	S造6階建ての簡易宿泊所のルーフバルコニーの周囲に設けられていたフェンスの台風により内側に傾いた部分の補正作業中、フェンスの外に出て、中庭に設置された高さ約17mのクサビ式足場上でフェンスを垂直になるよう外側から支える工程を終え、足場の手すりに寄りかかって座り込んだところ、手すり作業床の隙間から、後ろ向きに墜落した。
4	3月	木造家屋建築工事業	男	60代	大工	40年	墜落、転落	屋根、はり、もや、けた、合掌	垂木の出鼻をそろえるための墨打ち作業中、屋根から約3.5m下の地面に墜落した。
5	3月	その他の土木工事業	男	70代	土工	30年	激突され	その他の建設機械等	法面にアンカーボルトを施工する工事において、同僚と足場上の削孔機を移動中に削孔機が転倒し被災者の胸部に激突した。
6	4月	木造家屋建築工事業	男	60代	大工	40年	墜落、転落	開口部	木造3階建て連売住宅の建設現場において、3階の床上で移動式クレーンによる資材の受け入れ作業を行っていたところ、本設の階段設置部分の開口部から1階まで6.27m墜落した。
7	5月	その他の建設業	男	50代	屋根ふき工	30年	墜落、転落	屋根、はり、もや、けた、合掌	平成30年の台風21号により被害を受けた建物の屋根補修工事において、作業を行っていたスレート屋根を踏み抜き、高さ約6.1m下のコンクリート床に墜落した。
8	5月	建築設備工事業	男	40代	電工	23年	交通事故（道路）	乗用車、バス、バイク	自社の倉庫から、自家用バイクで現場へ戻る途中、信号のない交差点を直進していたところ左側から直進してきた乗用車と衝突した。
9	5月	その他の建築工事業	男	60代	板金工	34年	墜落、転落	足場	作業員2名で工場の樋の改修を行っていたところ、鋼管足場の3段目の作業床上（高さ約5m）で、3分割に切断した縦樋の上部を取り外し、地上の同僚に手渡した後、突然、地上に墜落した。
10	6月	木造家屋建築工事業	男	70代	作業者	15年	墜落、転落	屋根、はり、もや、けた、合掌	2階屋根（高さ733cm）の補修工事を行っていたところ、墜落した。
11	6月	鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事業	男	20代	鉄骨工	2年	崩壊、倒壊	その他の仮設物、建築物、構築物等	S造新築工事の鉄骨建方において、鉄骨上部でボルト締めを行っていたところ、鉄骨が倒壊し、倒壊した鉄骨の下敷きとなった。
12	7月	その他の建築工事業	男	70代	大工	48年	墜落、転落	足場	木造2階建て住宅の屋根に上り、瓦等の点検補修作業を行った後、住宅外周に設置したくさび式足場の建地となる支柱をつたって地上へ下りる途中で足を踏み外し、地上高さ3.48mの箇所から墜落した。
13	8月	その他の建築工事業	男	50代	とび工	31年	墜落、転落	足場	吊天井耐震化工事用の棚足場を設置するため、最上層の作業床に足場板を敷き詰める工程で、下方から足場板を受け取る作業をしていたところ、開口部から9.8m下のフロアに墜落した。

番号	発生月	業 種	性別	年齢	職 種	経験	事故の型	起因物	発 生 状 況
14	8月	その他の建築工事業	男	20代	屋根ふき工	10年	墜落、転落	屋根、はり、もや、けた、合掌	工場建屋の屋根補修工事において、使用するスレート材を手に持ち、スレート屋根上に敷かれた幅20cmの歩み板を徒歩で移動し、持っていたスレート材を明り取り窓付近に置いていたところ、明り取り窓を踏み抜き、約7m下のコンクリート床に墜落した。
15	8月	木造家屋建築工事業	男	70代	解体工	20年	墜落、転落	その他の仮設物、建築物、構築物等	木造2階建て住宅の解体工事中に外部養生のための丸太を組み立てていたところバランスを崩し約6メートル墜落した。
16	9月	その他の建設業	男	50代	解体工	0年	墜落、転落	屋根、はり、もや、けた、合掌	木造2階建て個人住宅の解体工事現場にて、バールのような手工具を用いて屋根上の解体作業を行っていたところ、かけられたベニア板を踏み抜いて3.7m下の階段部に墜落し、さらに1.3m下のコンクリートの床に墜落した。
17	9月	その他の建築工事業	男	50代	作業員	1ヶ月	高温・低温の物との接触	高温・低温環境	建設現場において、コンクリート打設作業を行っていたところ、14時30分頃に被災者が倒れ、救急車で搬送されるも死亡した。
18	11月	その他の建設業	男	50代	塗装工	1ヶ月	墜落、転落	足場	4階建てマンションの改修工事（塗装）において休憩を取るため足場を移動中、バランスを崩して隣地との境界フェンス（高さ218cm）の上に墜落した。
19	11月	木造家屋建築工事業	女	20代	運転者	3ヶ月	飛来、落下	解体用機械	木造住宅の解体作業中、解体用つかみ機で、梁とつながった柱をつかみ旋回していたところ、梁が柱から外れ地面に落下した後、近くのドラグショベルのキャタビラに座っていた被災者の方向へ倒れ激突した。
20	11月	その他の建設業	男	72	解体工	30年	墜落、転落	開口部	解体工事現場において、屋上にてコンクリートガラを開口部より1階に落としていた被災者がいないことに現場責任者が気づき、辺りを探しても見当たらず、先に帰ったものと思っていたが後日、1階のガラの山付近で倒れているのが発見された。

運 輸 業

番号	発生日	業 種	性別	年齢	職 種	経験	事故の型	起因物	発 生 状 況
1	2月	一般貨物自動車運送業	男	50代	貨物自動車運転者	10年	その他	起因物なし	配送途中、道路上にて、休憩のため側道で停車していた際、虚血性心疾患により死亡した。
2	3月	ハイヤー・タクシー業	男	70代	運転者	14年	交通事故（道路）	乗用車、バス、バイク	高速道路において、前方を走行していたトラックを追い抜き、再び追い越し車線に入った直後、スリップし、左側のガードレールに衝突。そのはずみで中央分離帯に衝突した後、後方を走行していたトラックに追突された。
3	3月	一般貨物自動車運送業	男	50代	貨物自動車運転者	19年	交通事故（道路）	トラック	県道の交差点において、運転していた4トンウイング車が走行していた乗用車の側面に当たり、その弾みで電柱に衝突、横転した。
4	4月	一般貨物自動車運送業	男性	52	運転者	28年	その他	起因物なし	大型トラックで事業場を出発したが、「道の駅」の車内で意識を失っているのを発見され病院に搬送されたが、くも膜下出血で死亡した。
5	6月	一般貨物自動車運送業	男	40代	貨物自動車運転者	20年	交通事故（道路）	トラック	タンクローリーにて液糖を運搬中、高速道路側壁に激突・横転した。
6	6月	一般貨物自動車運送業	男	50代	貨物自動車運転者	2年	激突され	荷姿の物	ロールボックスパレット（かご車）2台を荷室からテールゲートリフターの昇降板で、地上に降ろしていたところ、昇降板が接地する直前に、かご車が転倒し、その下敷きとなった。
7	9月	一般貨物自動車運送業	男	50代	運転者	33年	はさまれ、巻き込まれ	トラック	構内で、低速で走行してきたトラックの前輪にひかれ、2～3mひきずられ両足大腿部のデグロビング損傷（皮膚離脱）を負ったため、病院に搬送したが死亡した。
8	10月	一般貨物自動車運送業	男	50代	貨物自動車運転者	3年	飛来、落下	荷姿の物	客先に所属する労働者がフォークリフトを用いて荷の積み替え作業を行っていたところ、荷の一つがバランスを崩し倒れそうになったため、その荷を支えようとしたが支えきれず、荷の下敷きになった。
9	10月	一般貨物自動車運送業	男	50代	貨物自動車運転者	26年	墜落、転落	トラック	配送先において、最大積載量28、4tのトレーラーの荷台上で荷に掛けられたシートを畳む等の荷下ろし準備作業を行っていたところ、高さ148cmの荷台上から墜落した。
10	11月	陸上貨物取扱業	男	50代	作業員・技能者	1年	激突され	クレーン	倉庫内に保管している鋼材の出荷準備のため天井クレーンを使用し移動させようとしたところ、ペンダント操作を誤り自身の方向へ動かしてしまい、鋼材に激突され、後ろ側に横たわった鋼材の上に押し上げられた。
11	11月	一般貨物自動車運送業	男	50代	運転者	17年	墜落、転落	トラック	配送先の駐車場にトラックを停車させ、店内へ荷物を配送するためトラックの荷台から降りようとしたところ、車両ステップを踏み外し、墜落した。なお、保護帽は着用していなかった。
12	11月	一般貨物自動車運送業	男	50代	運転者	21年	交通事故（道路）	トラック	トラックに乗り、高速道路を運転していたところ、渋滞していた最後尾の車両に追突した。

そ の 他

番号	発生日	業 種	性別	年齢	職 種	経験	事故の型	起因物	発 生 状 況
1	3月	その他の廃棄物処理業	男	60代	運転者	15年	交通事故 (道路)	その他の乗物	バックカー車を運転中、電柱、信号、ガードレールに衝突しながら壁に激突し交差点で横転した。
2	5月	その他の商業	男	30代	作業員	3年	はさまれ、 巻き込まれ	その他の 一般動力機械	シャーリングマシンの付属設備である昇降式コンベアのレベル調整を行っていたところ、エアが抜け下降したコンベアとフレームに頭が挟まれた。
3	5月	その他の廃棄物処理業	男	80代	ゴミ収集員	40年	はさまれ、 巻き込まれ	トラック	ごみ収集車を停車させ、廃棄物ポールの収集作業を行っていたところ、ごみ収集車が後進方向に逸走し、建物の壁とごみ収集車にはさまれた。
4	5月	その他の卸売業	男	60代	営業・販売 関連事務員	5年	交通事故 (道路)	乗用車、バス、 バイク	国道の交差点で横断歩道上を青信号で西から東に向かって歩いていたところ、国道を北進する軽自動車にはねられた。
5	6月	ビルメンテナンス業	男	30代	清掃員	3年	墜落、転落	屋根、はり、もや、 けた、合掌	マンションの2階共用廊下において清掃作業を行っていたが、同廊下外側の手すり壁を乗り越え、清掃作業箇所でないエントランスホールの屋根部（高さ3.75m）に乗り移った後、屋根部より墜落した。
6	7月	公園・遊園地	男	20代	接客社交係	8ヶ月	高温・低温の物 との接触	高温・低温環境	ショーのため、着ぐるみを着てダンス等の練習を終え300mほど離れた控室に戻る途中、自力で歩けなくなり仲間に両脇を抱えながら控室に戻り介抱されていたが、その後救急搬送された病院で死亡した。
7	7月	その他の廃棄物処理業	男	50代	ゴミ収集員	23年	交通事故 (道路)	乗用車、バス、 バイク	ゴミ収集車で交差点を東から西に向かって青信号に従い走行中に、赤信号であるにもかかわらず南から北に向かって交差点内に侵入して来た車両に衝突された。
8	8月	その他の事業	男	50代	技術者	7年	有害物等との 接触	その他の環境等	国道の道路防災点検のため道路脇斜面等の点検・調査を実施している際に顔の頬付近を蜂に刺されたため、病院へ搬送したがアナフィラキシーショックにより死亡した。
9	8月	その他の商業	男	40代	作業員	4ヶ月	有害物等との 接触	異常環境等	14時頃に業務を終え、トラックをコインパーキングに駐車し、冷凍庫内にドライアイスが残っている状態でトラックから離れたが19時頃に戻り、エンジンを始動し、荷台冷凍庫に入った。その後、警察により窒息して倒れているのが発見された。
10	9月	警備業	男	40代	警備員	18年	交通事故 (道路)	トラック	高速道路のジャンクションにおいて、道路工事の交通誘導業務が終了したため、交通規制の撤去作業を行っていたところ、走行してきたトラックと接触し、規制車両との間に挟まれた。
11	10月	その他の卸売業	男	50代	貨物自動車 運転者	1ヶ月	交通事故 (道路)	トラック	高速道路を走行中、2tトラックの右前輪がバーストしたため、片側2車線の左端に停車、下車してトラックの前に立ちタイヤの状況を確認して上司に電話していたところ、後方より4tトラックが追突し、2tトラックの下敷きとなった。
12	11月	社会福祉施設	女	50代	社会福祉事業 専門職員	4ヶ月	交通事故 (道路)	乗用車、バス、 バイク	利用者宅へ事業場貸与の原付バイクで直行し、介護を行った後、2件目の介護開始まで時間があつたため、事務所へ戻る途中、ダンプトラックと接触した。
13	11月	その他の卸売業	男	70代	再生資源卸売・ 回収従事者	7年	はさまれ、 巻き込まれ	その他の 一般動力機械	古紙リサイクル用の紙プレス機を清掃作業中、紙プレス機のシリンダーに胸部と頭部を挟まれた。

番号	発生月	業 種	性別	年齢	職 種	経験	事故の型	起因物	発 生 状 況
14	11月	その他の事業	男	60代	作業者	20年	墜落、転落	屋根、はり、もや、 けた、合掌	木造2階建ての屋根に設置されたソー ラーパネルの定期点検のため、住宅の東 面から屋根に上って作業を行っていたと ころ、屋根の西側の端部から地上まで墜 落した。
15	12月	漁業	男	70代	作業者	20年	はさまれ、 巻き込まれ	その他の 動力クレーン等	シラス漁を終え、海上において漁で使 用した引き網をネットローラーと呼ばれ る巻き取り機で巻き取る際、ネットロー ラーのローラーとワイヤーロープに挟ま れた。

安全帯が「墜落制止用器具」に変わりました！

～ 安全・安心な作業のため、適切な器具への買い換えをお願いします ～

厚生労働省は、建設業等の高所作業において使用される「安全帯」について、以下のような改正を行うとともに、安全な使用のためのガイドラインを策定しました。

今回の改正等のポイント

1. 安全帯を「墜落制止用器具」に変更しました（安衛令(注1)の改正）

「安全帯」の名称を「墜落制止用器具」に改めました。
「墜落制止用器具」として認められる器具は以下のとおりです。

	安全帯		墜落制止用器具
①	胴ベルト型（一本つり）	→	胴ベルト型（一本つり）
②	胴ベルト型（U字つり）	×	×
③	ハーネス型（一本つり）	→	ハーネス型（一本つり）

②には墜落を制止する機能がないことから、改正後は①と③のみが「墜落制止用器具」として認められることになります。

※ 「墜落制止用器具」には、従来の安全帯に含まれていたワークポジショニング用器具であるU字つり用胴ベルトは含まれません。なお、法令用語としては「墜落制止用器具」となりましたが、建設現場等において従来からの呼称である「安全帯」「胴ベルト」「ハーネス型安全帯」といった用語を使用することは差し支えありません。

2. 墜落制止用器具は「フルハーネス型」を使用することが原則となります

（安衛則(注2)、構造規格(注3)等の改正、ガイドライン(注4)の策定）

墜落制止用器具はフルハーネス型が原則となりましたが、フルハーネス型の着用者が墜落時に地面に到達するおそれのある場合（高さが6.75m以下）は「胴ベルト型（一本つり）」を使用できます。



3. 「安全衛生特別教育」が必要です

以下の業務を行う労働者は、特別教育(学科 4.5 時間、実技 1.5 時間)を受けなければなりません。

▶ 高さが2m以上の箇所において、作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業にかかる業務（ロープ高所作業に係る業務を除く。）

（注1）労働安全衛生法施行令（注2）労働安全衛生規則（注3）墜落制止用器具の規格

（注4）墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン（注5）安全衛生特別教育規程

経過措置（猶予期間）

安全帯の規制に関する政省令・告示の改正は、右の表のようなスケジュールで公布・告示され、施行・適用される予定です。フルハーネス型を新たに購入される事業者は、購入の時期にご留意下さい。

現行の構造規格に基づく安全帯（胴ベルト型・フルハーネス型）を使用できるのは2022(令和4)年1月1日までとなります。

	2018(平成30)年				2019(平成31)年				2020(令和2)年				2021(令和3)年				2022(令和4)年以降
	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	
政令改正			★公布				★施行日(2月1日)										★完全施行日(1月2日～)
省令改正			★公布				★施行日(2月1日)										
改正法令に基づく墜落制止用器具の使用																	使用可能（2019(平成31)年2月1日～）
現行法令に基づく安全帯の使用が認められる猶予期間																	使用可能（2022(令和4)年1月1日まで）
安全帯の規格改正							★適用日①(2月1日)										
							★適用日②(8月1日)										
改正構造規格に基づく墜落制止用器具の製造・販売																	製造・販売可能（2019(平成31)年2月1日～）
現行構造規格に基づく安全帯の製造・販売が認められる猶予期間																	製造・販売可能
特別教育規程の改正							★告示										★適用日(2月1日)

ガイドラインのポイント（抜粋）

墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン
（平成 30 年 6 月 22 日付け基発 0622 第 2 号）

厚生労働省は、墜落制止用器具の適切な使用による一層の安全対策の推進を図るため、今回の、一連の安全帯に関する規制の見直し等を一体的に示した「墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン」を策定しました。主なポイントは以下のとおりです。

適用範囲

- このガイドラインは、墜落制止用器具を使用して行う作業に適用する。

要求性能墜落制止用器具の選定

- 「墜落による危険のおそれに応じた性能を有する墜落制止用器具（要求性能墜落制止用器具）」の選定要件は以下のとおりです。これらの要件は、2019(平成31)年1月に改正された「墜落制止用器具の規格」（平成31年厚生労働省告示第11号）とガイドラインにおいて規定されます。

「墜落による危険のおそれに応じた性能を有する墜落制止用器具」の選定要件

要件① 6.75m を超える箇所では、フルハーネス型を選定

2 m以上の作業床がない箇所又は作業床の端、開口部等で囲い・手すり等の設置が困難な箇所の作業での墜落制止用器具は、フルハーネス型を使用することが原則となります。

ただし、フルハーネス型の着用者が地面に到達するおそれのある場合（**高さ が 6.75m以下**）は、胴ベルト型（一本つり）を使用することができます。

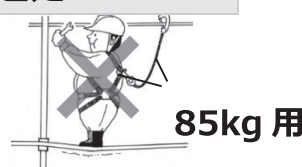
※ 一般的な建設作業の場合は**5mを超える**箇所、柱上作業等の場合は**2m以上の**箇所では、フルハーネス型の使用が推奨されます。

※ 柱上作業等で使用される **U 字つり胴ベルトは、墜落制止用器具としては使用できません。**
U 字つり胴ベルトを使用する場合は、フルハーネス型と併用することが必要となります。



要件② 使用可能な最大重量に耐える器具を選定

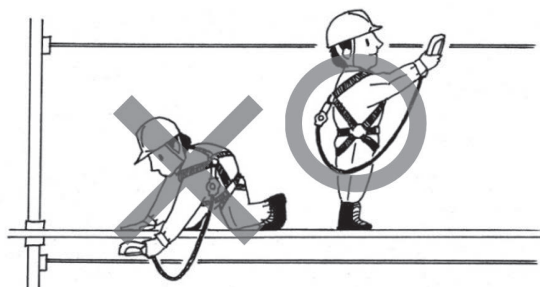
墜落制止用器具は、着用者の体重及びその装備品の重量の合計に耐えるものでなければなりません。（85kg 用又は 100kg 用。特注品を除く。）



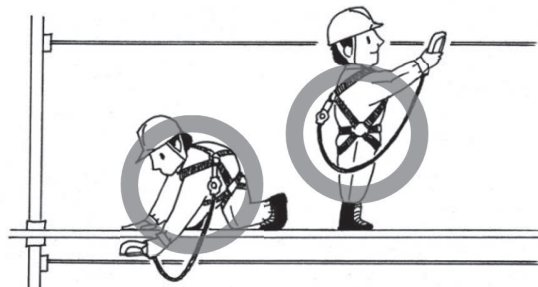
要件③ ショックアブソーバは、フック位置によって適切な種別を選択

腰の高さ以上にフックを掛けて作業を行うことが可能な場合には、第一種ショックアブソーバを選定します。鉄骨組み立て作業等において、足下にフック等を掛けて作業を行う必要がある場合は、フルハーネス型を選定するとともに、第二種ショックアブソーバを選定します。（両方の作業を混在して行う場合は、フルハーネス型を選定するとともに、第二種ショックアブソーバを選定します。）

第一種ショックアブソーバを使用する場合



第二種ショックアブソーバを使用する場合



安全帯に係る政省令の改正、墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン（平成 30 年 6 月 22 日付け基発 0622 第 2 号）及び墜落制止用器具の規格を改正する告示の施行は、厚生労働省のホームページをご覧ください。

墜落制止用器具の改正

検索

墜落制止用器具のガイドライン

検索

墜落制止用器具の規格

検索

